

ぐんぎんビジネスネットバンキング「**【入出金明細】**」**【振込入金明細】**」**【全銀ファイル取得】サービス**」利用規定

第1条 「【入出金明細】【振込入金明細】【全銀ファイル取得】サービス」の取扱

(1) サービスの内容

ぐんぎんビジネスネットバンキング「【入出金明細】【振込入金明細】【全銀ファイル取得】サービス」(以下、「本サービス」という。)は、ぐんぎんビジネスネットバンキングの契約者(以下、契約者という。)が当行所定の利用申込書(以下、「利用申込書」という。)により、あらかじめ指定した利用口座(以下、「対象口座」という。)における入出金明細(すべての入金・出金取引明細)または振込入金明細(振込による入金取引明細)のデータを一般社団法人全国銀行協会がデータ伝送を行うために規定したフォーマットで作成されたファイル(以下、「全銀ファイル」という。)にて取得することができるサービスです。

(2) 利用申込

A. 本サービスの利用申込者(以下、「利用申込者」という。)は本規定の内容を承諾したうえで、利用申込書に所定の事項を記載し、利用申込手続きを行うものとします。

B. 本サービスの利用にあたっては、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」で定義されているデータ伝送サービス(以下、「データ伝送サービス」という。)を利用してデータを提供することから、利用申込にあたりデータ伝送サービスの契約が必要となります。

(3) 契約者の本人確認

本サービスをご利用いただく際の本人確認方法は、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」第2条によるものとします。

(4) 提供する取引明細の内容

A. 提供する取引明細は、その期間および明細の仕様については当行所定のものとします。また、契約者が照会操作を行う時点までのすべての取引明細の提供を保証するものではありません。

B. すでに提供した取引明細について、提供後に振込依頼人から訂正依頼がある等により取引内容に変更があった場合は、通知した取引内容と実際の取引内容が異なる場合があります。この場合、当行は取引内容に変更があった旨の通知はおこないません。最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。

(5) 全銀ファイルの取得

パソコンより所定事項を当行所定の方法により入力し、当行あてに送信することで全銀ファイルを取得することができます。当行は当行が受信した事項を依頼内容とします。

(6) 金融EDI情報の利用

当行は、振込の依頼明細データに添付し、交換・共有する商取引に関する情報(以下、「金融EDI情報」)等を次の目的の範囲内で利用することがあります。

① 振込の依頼明細データに添付された金融EDI情報について、提供遅延、不達、漏洩、改ざん、データ消失等が発生した場合で、当行がリカバリ処

理等を行う場合や振込事務を行ううえで利用する必要が生じた場合。

② 各種法令対応等の必要性から利用する必要が生じた場合。

③ 当行が、市場調査、商品・サービスの企画・開発上の分析、マーケティング分析等を行う場合。

第2条 手数料等

契約者は、本サービスの利用にあたっては当行所定の「ぐんぎんビジネスネットバンキング」基本手数料のほか「【入出金明細】【振込入金明細】【全銀ファイル取得】サービス」基本手数料を支払うものとします。手数料の取扱については、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」第12条(2)(4)(5)および第13条によります。

第3条 届出事項の変更等

対象口座等の届出内容に変更がある場合は、直ちに当行所定の書面により届出るものとします。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第4条 免責事項

当行から本サービスにより通知した取引内容と実際の取引内容が異なった場合に、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 解約

(1) 本契約のみを解約する場合は利用申込書に所定の事項を記載し、解約手続きを行うものとします。

(2) 以下の場合は同時に本契約も解約となります。

A. 「ぐんぎんビジネスネットバンキング」契約を解約した場合またはその契約期間が満了した場合

B. 代表口座を含め、対象口座の登録がなくなった場合

C. データ伝送サービスを解約した場合

第6条 規定の変更

当行は、本規定を当行の都合によりいつでも変更することができるものとし、変更内容は、当行のホームページに掲示するものとします。なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなします。

第7条 関係規定の適用

本規定に定めのない事項については、「ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定」の各条項により取扱うものとします。

第8条 契約期間

本サービスの契約期間は契約日から1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

以上